

データ資料31 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況 (25年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙訓	向日市			6			6	2			
	長岡京市			3	2		5	2			
	大山崎町				1		1	1			
	小 計			9	3		12	5			
山城北	宇治市		2	47	17	6	72	5			
	城陽市		2	20	1		23	4			
	久御山町										
	八幡市		2				2	2			
	京田辺市		3			1	4	3			
	井手町			1			1	1			
	宇治田原町										
	小 計		9	68	18	7	102	15			
	山城南	木津川市									
笠置町											
和束町				13	1		14	1			
精華町				4			4	1			
南山城村											
小 計				17	1		18	2			
南丹	亀岡市		2	64	31	23	120	7			
	南丹市		1	12	1	1	15	3			
	京丹波町			12	2	3	17	1			
	小 計		3	88	34	27	152	11			
中丹西	福知山市		15	36	18	6	75	11			
	小 計		15	36	18	6	75	11			
中丹東	舞鶴市		24	45	14	9	92	11			
	綾部市		1				1	1			
	小 計		25	45	14	9	93	12			
丹後	宮津市		3	1	1		5	2			
	京丹後市		6	2	2		10	3			
	伊根町										
	与謝野町					1	1	1			
	小 計		9	3	3	1	16	6			
計			61	266	91	50	468	62			
京 都 市			11	71	20	18	120	21			
合 計			72	337	111	68	588	83			

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止法第27条第3項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含みます。